

議案第 4 号

第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定することについて、桐生市議会の議決すべき事件を定める条例(平成 31 桐生市条例第 9 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

第 2 期

桐生市まち・ひと・しごと創生 総合戦略



令和 2 年 4 月

桐 生 市

目 次

はじめに	1
（１）策定の背景・趣旨	1
（２）計画期間	2
（３）総合戦略の位置付け	2
（４）推進・検証体制	4
（５）国の第２期総合戦略	5
 総合戦略の目標	 7
 施策の体系	 8
 基本目標の達成に向けた具体的施策	 10
基本目標１：（１）しごと環境の創出	10
（２）地域産業の活性化	11
（３）農林業の活性化	11
基本目標２：（１）シティブランディングの推進	12
（２）移住・定住の促進	12
（３）観光の振興	13
基本目標３：（１）結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	14
（２）安心して子育てができる環境整備	15
（３）特色ある教育の充実	15
（４）教育研究・相談機能の充実	16
 基本目標４：（１）安全・安心で住みやすい環境づくり	17
（２）将来を見据えた計画的なまちづくり	18
（３）地域連携の推進と交通基盤の整備	19

はじめに

(1) 策定の背景・趣旨

地方創生は、出生率の低下によって引き起こされる人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的としています。

その目的に向かって政府一体となって取り組むため、2014年9月、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が制定され、国は同年12月に、2060年に1億人程度の人口を維持するなどの中長期的な展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（以下「長期ビジョン」という。）と今後5か年の政府の施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を閣議決定しました。また、2019年12月には、令和元年改訂版の長期ビジョンと第2期の総合戦略を閣議決定しています。

国の第2期の総合戦略では、地方創生の目指すべき将来や、2020年度を初年度とする今後5か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、国の司令塔であるまち・ひと・しごと創生本部を中心として、関係省庁の連携を強め、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしています。

一方、地方においては、法第9条、第10条に基づき、国の総合戦略を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略と市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するよう努めなければならないこととされており、地方創生の充実・強化に向けて、切れ目ない取り組みを進めることが求められています。

本市では、基幹産業である製造業の衰退による雇用機会の減少等により、若年層の市外流出が恒常的に続き、特に女性の人口は大学進学率の高まり等を背景に際立って減少を続けており、出生数の低下にも繋がっています。本市の人口は、そうした若年層の社会減と拡大する自然減により、1975年の約148,000人（合併前の桐生市・新里村・黒保根村の合計）をピークに減少の一途を辿っており、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の試算によると、2015年の国勢調査において、約114,000人であった人口が2040年には約75,000人にまで減少すると推計されています。

人口減少がもたらす影響は、環境への負荷低減など必ずしも悪いものばかりとはいえないものの、消費市場の規模縮小に起因する地域経済の縮小をはじめ、税収の減少による公共サービスの質・量の低下、社会保障分野における現役世代の負担の増大など、多くの面で負の影響を及ぼすことは確実であるといえます。

そうした中、安定した人口構造を維持し、若い世代を中心に、将来にわたって市民が安心して働き、希望に応じた結婚・出産・子育てができる活力ある地域社会の構築を図るため、2016年3月に第1期計画となる「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「桐生市総合戦略」という。）を策定しました。その後の状況変化として、雇用情勢においては、有効求人倍率が2017年9月以降1.00倍を上回り、その後も安定的な状況を維持しています。また、人口動態においては、

転入者数が増加傾向にあり、引き続き転出超過（社会減）の状況ではあるものの、減少幅は縮小する傾向が見られます。一方で、合計特殊出生率においては、全国、群馬県と比較すると、低い水準で推移しており、社人研による最新の推計結果では、国は人口減少のスピードがやや遅くなっているものの、本市ではより加速すると推計されており、人口減少に歯止めをかけるまでには至っておりません。

人口減少問題は一朝一夕で解決するものではなく、中長期的な目標の下、継続的な取り組みが必要であり、2019 年度をもって第 1 期の桐生市総合戦略の計画期間が終了することから、2020 年度を初年度とする第 2 期の桐生市総合戦略を策定し、引き続き、人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向け取り組んでいきます。

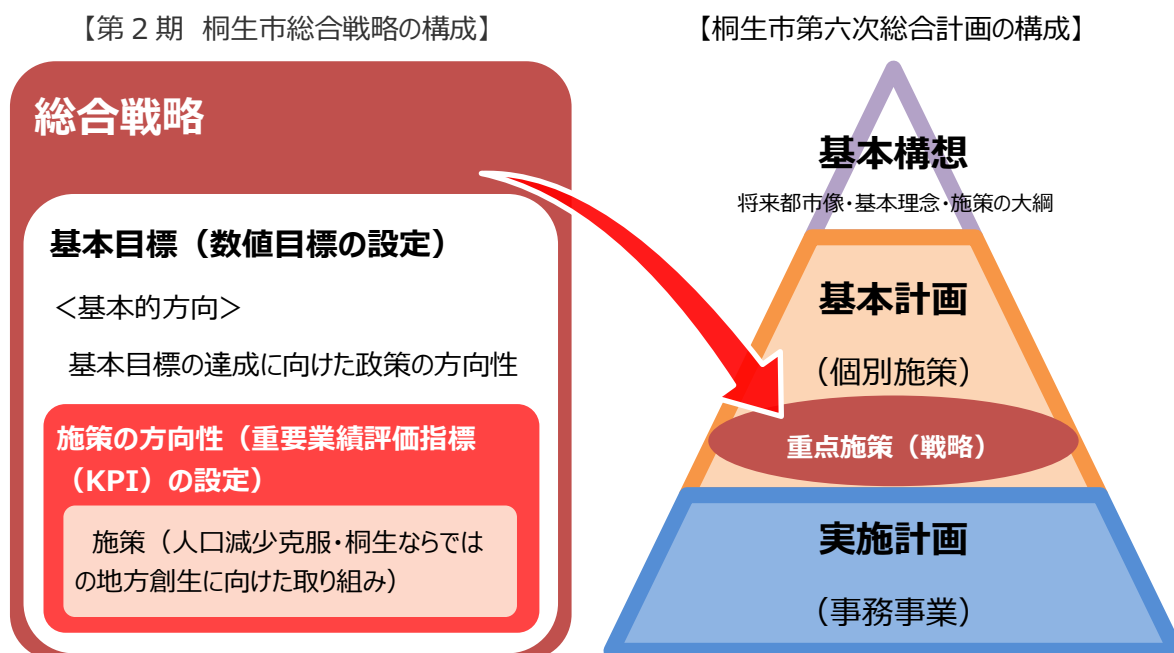
（２）計画期間

2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 年間とします。

（３）総合戦略の位置付け

第 2 期の桐生市総合戦略は、「桐生市第六次総合計画」（以下「総合計画」という。）の基本計画における「重点施策（戦略）」として位置付け、両計画を一体的な計画として策定しています。

■総合戦略と総合計画の関係図



■総合戦略と総合計画の相関表

桐生市第六次総合計画 施策の体系図（重点施策（戦略）のみ抜粋）

分野別施策	施策の方向	重点施策（戦略）	総合戦略			
			目標 1	目標 2	目標 3	目標 4

施策の方向性 1. 産業経済の振興（産業、観光）

1. 地域産業の活性化	1. 中小企業の経営基盤強化	◆市内企業の成長支援 ◆創業・事業承継の促進	○			
	2. 伝統産業の保護・育成	◆商品開発・販路開拓の支援	○			
2. 企業立地の推進	1. 企業立地の推進	◆計画的な工業団地の整備 ◆企業誘致活動の推進	○			
			○			
3. 商業の活性化とにぎわいづくり	1. 商業環境の整備	◆魅力ある商店づくり	○			
	2. 市街地のにぎわいづくり	◆中心市街地活性化の推進				○
4. 雇用・労働環境の充実	1. 雇用の確保と安定化	◆雇用の確保と安定化	○			
5. 農林業の活性化	1. 農業の活性化	◆農業の担い手の育成・確保 ◆魅力的な農産物の生産振興と販売力の強化	○			
	2. 林業の活性化	◆林業後継者の育成 ◆林業振興と林業生産基盤の整備	○			
6. 観光の振興	1. 観光客誘致の推進	◆観光客誘致活動の推進		○		
	2. 観光拠点施設の充実	◆観光拠点機能の充実		○		

施策の方向性 2. 福祉・健康の増進（福祉、健康、医療）

1. 子ども・子育て支援の充実	1. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	◆結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援			○	
	2. 子育て支援の充実	◆子育て支援サービスの充実			○	
2. 介護・高齢者福祉の向上	1. 高齢者福祉の充実	◆地域包括ケアの推進				○
	2. 社会参加と生きがいの推進	◆介護予防・重度化防止の推進				○
5. 健康づくりの推進	1. 生活習慣病予防と重症化予防の推進	◆生活習慣病予防の推進 ◆生活習慣病の重症化予防				○
						○

施策の方向性 3. 教育・文化の向上（教育、生涯学習、芸術・文化、スポーツ）

1. 学校教育の充実	1. 教育内容の充実	◆桐生ならではの特色ある教育の充実			○	
2. 教育研究の推進	1. 教育研究・相談機能の充実	◆教育研究・研修の充実			○	
		◆教育相談の充実			○	
3. 青少年健全育成の推進	1. 青少年教育の充実	◆青少年保護活動の充実			○	
4. 生涯学習の推進	1. 生涯学習の充実	◆学校・地域との連携の推進			○	
6. スポーツの振興	2. スポーツ施設の充実	◆スポーツ施設の充実				○

施策の方向性 4. 生活環境の向上（環境、安全・安心）

1. 環境保全対策の推進	2. 温暖化対策の推進	◆温暖化対策の推進				○
4. 防災・減災対策の推進	1. 地域防災力の向上	◆地域防災力の向上				○

施策の方向性 5. 都市基盤の整備（都市基盤）

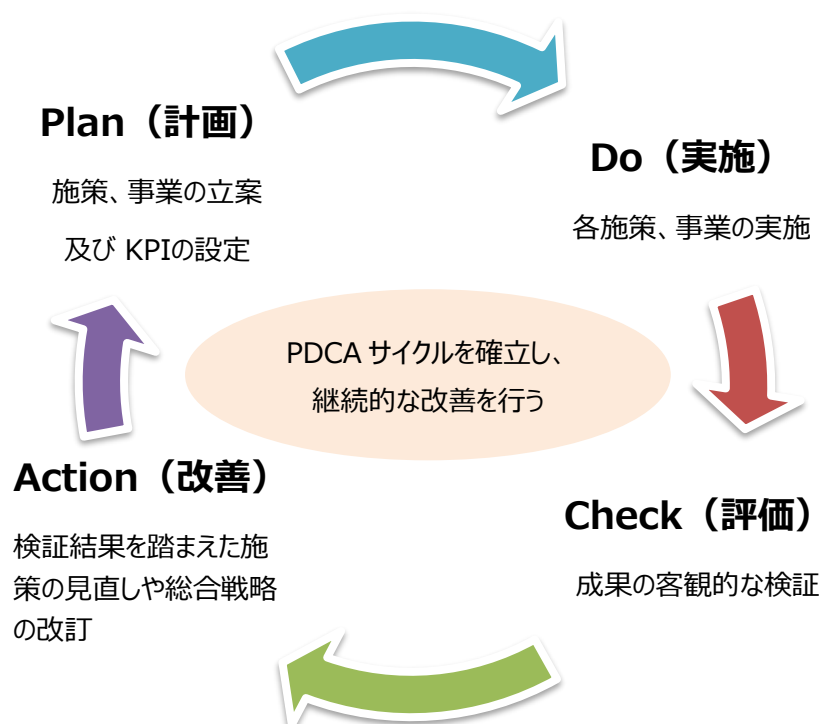
1. 土地利用と景観の形成	1. 土地の有効利用	◆持続可能な都市の形成				○
2. 歴史まちづくりの推進	1. 歴史的風致を活用したまちづくりの推進	◆歴史的風致を活用したまちづくりの推進				○
	2. 歴史まちづくりの整備	◆歴史まちづくりの整備				○
3. 道路交通網の整備	1. 幹線道路網の整備	◆北関東自動車道へのアクセス道路の整備				○
		◆幹線道路の整備				○
4. 公共交通体系の充実	1. 鉄道利用の促進	◆鉄道利用の促進				○
	2. バス交通網の充実	◆バス交通網の充実				○
5. 住宅対策の推進	2. 移住・定住の促進	◆移住・定住の促進		○		

施策の方向性 6. 計画推進のために（協働、行政運営）

2. シティブランディングの推進	1. シティブランディングの推進	◆理念・方針等の周知啓発		○		
		◆推進体制の整備・活動支援		○		
5. 地域連携の推進	1. 地域連携の推進	◆地域連携の推進				○
7. 効率的で健全な行財政運営	3. 公共施設マネジメントの推進	◆公共施設マネジメントの運営				○
		◆用途廃止後の施設の有効活用				○

（４）推進・検証体制

産官学金労言（産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働関係、メディア）等の外部有識者で構成する桐生市総合戦略推進委員会において、PDCA サイクルの下、重要業績評価指標(KPI)の達成状況等を基に、実施した施策・事業の効果検証を行い、施策を見直すほか、必要に応じて総合戦略の改訂を行います。



（５）国の第２期総合戦略

国の第２期総合戦略では、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すため、第１期の成果と課題等を踏まえて、第１期の政策体系を見直し、次の４つの基本目標と２つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。

また、まち・ひと・しごと創生に向けた施策については、政策５原則を踏まえて施策を実施することが望ましいとされており、国はこの政策５原則に基づく地方の取り組みを積極的に支援することとされています。

<国の第２期総合戦略における基本目標と２つの横断的な目標>

基本目標１	稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする
基本目標２	地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる
基本目標３	結婚・出産・子育ての希望をかなえる
基本目標４	ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる
横断的な目標１	多様な人材の活躍を推進する
横断的な目標２	新しい時代の流れを力にする

《国の第１期総合戦略の政策体系の見直し》

横断的な目標の追加

① 多様な人材の活躍を推進する

多様な人材が活躍できる環境づくりを積極的に進めるとともに、誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を目指す。

② 新しい時代の流れを力にする

地方における Society5.0 の実現に向けた技術（未来技術）の活用を強力に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）を原動力とした地方創生を推進する。

基本目標の見直し

① 基本目標２：「地方とのつながりを築く」観点の追加

地域外から地域の祭りに毎年参加し運営にも携わる、副業・兼業で週末に地域の企業・NPO で働くなど、その地域や地域の人々に多様な形で関わる人々、すなわち「関係人口」を地域の力にしていこうを目指すなど、地方とのつながりの強化に向けて、地域に目を向け、地域とつながる人や企業を増大させることを目指す。

② 基本目標１、４：「ひとが集う、魅力を育む」観点の追加

稼げる地域をつくり、賃金ややりがいの面で魅力的なしごとの場を地方に創出するとともに、地域における所得の向上を実現する。また、質の高い暮らしのためのまちの機能の充実に取り組む。

<政策5原則>

1. 自立性	地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるような施策に取り組む。
2. 将来性	施策が一過性の対症療法にとどまらず、将来に向かって、構造的な問題に積極的に取り組む。
3. 地域性	地域の強みや魅力を活かし、その地域の実態に合った施策を、自主的かつ主体的に取り組む。
4. 総合性	施策の効果をより高めるため、多様な主体との連携や、他の地域、施策との連携を進めるなど、総合的な施策に取り組む。その上で、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、直接的に支援する施策に取り組む。
5. 結果重視	施策の結果を重視するため、明確な PDCA メカニズムの下に、客観的データに基づく現状分析や将来予測等により短期・中期の具体的な数値目標を設定した上で施策に取り組む。その後、政策効果を客観的な指標により評価し、必要な改善を行う。

総合戦略の目標

第2期の桐生市総合戦略は、総合計画において引き続き最重要課題とする人口減少問題に取り組むための、人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向けた施策を位置づけることから、第1期の総合戦略と基本的な方向性は変わりません。そのため、国や群馬県の第2期総合戦略等を勘案しながら、桐生市人口ビジョンで掲げた“目標とする将来人口”の達成に向けて、第1期に引き続き次の4つの基本目標の下、具体的な施策を推進し、若者が夢を持ち、一人ひとりが輝き、そして誰もが住み続けたいくなるまちの実現を目指します。

総合戦略

基本目標1 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する

**基本目標2 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、
交流人口の拡大による地域の活性化を目指す**

基本目標3 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる

基本目標4 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

目標とする将来人口

2040年に約 83,000人、2060年に約 61,000人の人口を維持

また、総合計画において、SDGs（持続可能な開発目標）は、将来都市像を実現するための経済・社会・環境の確保に向けた“持続可能なまちづくり”の目標として捉え、各施策の推進と関連する目標指標の実現を図ることにより、SDGsの達成につなげていくこととしています。そのため、総合戦略を推進することは、SDGsの達成につながるものとなります。

[SDGsとは]

SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の開発目標です。

我が国においても、豊かで活力のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、一人一人の保護と能力強化に焦点を当てた「人間の安全保障」の理念に基づき、世界の「国づくり」と「人づくり」に貢献していくことを示す、「SDGsアクションプラン2019」が策定され、地方自治体においてもSDGsの達成に向けた取り組みが求められています。



施策の体系

基本目標 1 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する

施策の方向性	施 策
(1)しごと環境の創出	1. 計画的な工業団地の整備
	2. 企業誘致活動の推進
	3. 雇用の確保と安定化
	4. 創業・事業承継の促進
	5. 魅力ある商店づくり
(2)地域産業の活性化	1. 市内企業の成長支援
	2. 商品開発・販路開拓の支援
(3)農林業の活性化	1. 農業の担い手の育成・確保
	2. 魅力的な農産物の生産振興と販売力の強化
	3. 林業後継者の育成
	4. 林業振興と林業生産基盤の整備

基本目標 2 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す

施策の方向性	施 策
(1)シティブランディングの推進	1. 理念・方針等の周知啓発
	2. 推進体制の整備・活動支援
(2)移住・定住の促進	1. 移住・定住の促進
(3)観光の振興	1. 観光客誘致活動の推進
	2. 観光拠点機能の充実

基本目標 3 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる

施策の方向性	施 策
(1)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実	1. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援
(2)安心して子育てができる環境整備	1. 子育て支援サービスの充実
	2. 青少年保護活動の充実
(3)特色ある教育の充実	1. 桐生ならではの特色ある教育の充実
	2. 学校・地域との連携の推進
(4)教育研究・相談機能の充実	1. 教育研究・研修の充実
	2. 教育相談の充実

基本目標 4 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

施策の方向性	施 策
(1)安全・安心で住みやすい環境づくり	1. 地域防災力の向上
	2. 地域包括ケアの推進
	3. 介護予防・重度化防止の推進
	4. 生活習慣病予防の推進
	5. 生活習慣病の重症化予防
(2)将来を見据えた計画的なまちづくり	1. 持続可能な都市の形成
	2. 中心市街地活性化の推進
	3. 歴史まちづくりの整備
	4. 歴史的風致を活用したまちづくりの推進
	5. 温暖化対策の推進
	6. スポーツ施設の充実
	7. 公共施設マネジメントの運営
	8. 用途廃止後の施設の有効活用
(3)地域連携の推進と交通基盤の整備	1. 地域連携の推進
	2. 北関東自動車道へのアクセス道路の整備
	3. 幹線道路の整備
	4. 鉄道利用の促進
	5. バス交通網の充実

基本目標の達成に向けた具体的施策

基本目標 1 地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する

数値目標	2018 年度基準値	2024 年度目標値
有効求人倍率	1.24 (2019 年 3 月)	1.00 以上を維持
基本的方向		
魅力ある雇用を創出し、「しごと」と「ひと」の好循環を確立するため、企業誘致を推進するとともに、既存企業の成長を支援します。 また、創業や事業承継につながる取組を推進するとともに、豊かな自然環境や地域固有の資源を生かした農林業振興を図ります。		

(1) しごと環境の創出

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 桐生武井西工業団地の雇用者数【延べ】		① -	① 320 人
② 創業支援等事業計画に基づく創業者数		② 27 人	② 40 人
施策名	取組内容		
1. 計画的な工業団地の整備	① 新規企業の誘致と市内企業の流出防止のため、企業ニーズに適合した新たな工業団地の整備について研究します。		
2. 企業誘致活動の推進	① 雇用機会の確保や地域経済の活性化を図るため、首都圏を中心とした企業訪問などを行い、新たな企業を誘致します。 ② 企業の機能強化に向けた工場の新増設を促進します。		
3. 雇用の確保と安定化	① 桐生公共職業安定所や桐生地区勤労対策協議会等の関係機関や関係団体と連携し、求人企業と求職者が円滑にマッチングされるよう、求人情報を広く周知するとともに、雇用確保の機会創出に向けた取り組みを推進します。 ② 勤労者の資質向上と雇用の安定を図るため、事業所等で実施する研修を支援します。		
4. 創業・事業承継の促進	① 創業支援等事業計画に基づく関係機関との連携の下、創業支援、創業後のサポートを行います。 ② 桐生商工会議所と桐生信用金庫との包括的連携・協力に関する協定に基づき、円滑な事業承継を推進します。		
5. 魅力ある商店づくり	① 商工会議所、商工会、商店街振興組合等の関係機関と連携し、商店街の魅力を向上する取り組みや空き店舗等を活用した新たな店舗の開設を支援します。		

（２）地域産業の活性化

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 従業者 1 人当たりの製造品出荷額		① 2,583 万円 (2017 年度)	① 2,900 万円
② 販路開拓支援による展示会等における商談成約件数		② 114 件	② 140 件
施策名	取組内容		
1. 市内企業の成長支援	① 企業の業容拡大に向けた設備投資を支援します。 ② 国内外での新たな販路を開拓するため、展示会等への出展を支援します。 ③ 産学官連携の下、新製品・新技術開発を図る企業を支援します。 ④ 「ものづくりのまち桐生」の卓越した技術や製品を広く P R します。		
2. 商品開発・販路開拓の支援	① 繊維産地「桐生」の総合的な技術を生かした伝統産業の商品開発や販路開拓を支援します。		

（３）農林業の活性化

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 認定農業者数【延べ】		① 117 経営体	① 123 経営体
② 林業従事者数【延べ】		② 64 人	② 64 人
施策名	取組内容		
1. 農業の担い手の育成・確保	① 認定農業者を中心とした農業経営者の育成・確保を図ります。 ② 農業後継者、新規就農者を支援し、農業の担い手の育成・確保を図ります。 ③ 経営体の法人化や組織化に向けた取り組みを支援します。		
2. 魅力的な農産物の生産振興と販売力の強化	① 生産振興、高品質化・低コスト化の推進を図ります。 ② 農産物のブランド化、高付加価値化、6 次産業化に向けた取り組みを支援します。		
3. 林業後継者の育成	① 林業後継者の育成を支援するとともに、就業環境の改善を図ります。		
4. 林業振興と林業生産基盤の整備	① 群馬県や森林組合等と連携し、流通販売拠点である複合木材市場「桐生木材ヤード」を活用した取り組みを推進します。 ② 森林環境の整備や林業施業の効率化を図るため、高性能林業機械の導入や林道・作業道等の整備を支援します。		

基本目標２ 人口の市外流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す

数値目標	2018 年度基準値	2024 年度目標値
社会増減数	394 人減	270 人減
基本的方向		
恒常的に続く若年層の流出に歯止めをかけるため、桐生がより多くの人から選ばれるまちになることを目指し、まちの価値を高めるシティブランディングを推進するとともに、桐生での暮らしを応援する様々な施策を講じます。 また、交流人口や関係人口の拡大による市内経済の活性化を目指し、本市の自然、文化、歴史、産業等の多様な観光資源を活用した観光施策を推進します。		

(１) シティブランディングの推進

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
人口総数に対する転出者の割合		3.02%	2.50%
施策名	取組内容		
1. 理念・方針等の周知啓発	① 市民の間にシティブランディングの取り組みを広く普及させるため、シティブランディング戦略の理念・方針等の周知・啓発を行います。		
2. 推進体制の整備・活動支援	① 具体的事業の企画立案や情報共有等を行う場を整備するとともに、情報発信体制を構築します。		

(２) 移住・定住の促進

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 移住・定住に関する相談件数		① 172 件	① 172 件
② 空き家・空き地バンクの成約件数		② 44 件	② 44 件
施策名	取組内容		
1. 移住・定住の促進	① 移住・定住を促進するため、桐生での暮らしを応援する様々な取り組みを推進します。 ② 移住を考える人の希望に応じたマッチングを図るため、空き家・空き地バンクや相談体制の充実を図ります。 ③ 首都圏で開催される移住相談会をはじめ、メディアを活用するなど、様々な方策できりゅう暮らしの魅力を発信します。		

(3) 観光の振興

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 観光入込客数		① 4,078,400 人 (2017 年度)	① 4,273,000 人
② 観光消費額		② 4,849,234 千円 (2017 年度)	② 5,406,434 千円
施策名	取組内容		
1. 観光客誘致活動の推進	① 新たな観光資源の発掘と既存資源の魅力向上を図りながら、日本遺産や絹遺産などの歴史的文化資産を活用したヘリテージツーリズムや産業観光、近隣市と連携した広域周遊観光を推進します。 ② 訪日観光客の誘致に向け、観光PRを強化するとともに、多言語に対応したまち歩き観光ガイドの充実を図るなど、インバウンド対策を推進します。		
2. 観光拠点機能の充実	① （仮称）桐生市観光情報センターを観光まちづくりの拠点とし、情報収集や情報発信機能を強化するとともに、市民が主体の観光まちづくりを推進します。 ② DMOの視点に立った「観光事業による稼ぐ力を創造する」取り組みや体制づくりを研究します。 ③ 観光施設の魅力向上を図ります。		

基本目標3 安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる

数値目標	2018 年度基準値	2024 年度目標値
合計特殊出生率	1.13 (2017 年度)	1.51
基本的方向		
少子化の流れに歯止めをかけるため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を充実するとともに、安心して子育てができる環境を整備します。 また、桐生を好きな心豊かな子どもを育成するため、感性を育む特色ある教育の充実を図るとともに、学力向上や生徒指導等における教育課題の解決につながる教育研究を推進します。		

(1) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の充実

KPI（重要業績評価指標）	2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 市が支援する婚活イベント等におけるカップル成立数 ② 産後 1 か月頃の母親が回答する「エジンバラ産後うつ病質問票 (EPDS) ※」の結果が 9 点以上の母親の割合 ※産後うつ病の把握のために用いられ、9 点以上はうつ病のリスクが高いとされる。	① 27 組 ② 3.6%	① 33 組 ② 調査の都度低下
施策名	取組内容	
1. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援	① 婚活支援を行っている団体との連携を図りながら、結婚したい人の希望をかなえるための取り組みを推進します。 ② 育児不安の軽減や産後うつ、虐待予防を図るため、妊娠・出産・育児の各段階に応じたきめ細かな支援を推進します。 ③ 母子の健康が確保されるよう、相談や訪問、健診等により、妊娠期から子育て期における支援体制の更なる充実を図ります。 ④ 子育て世代等の負担軽減につながる施策を推進します。	

(2) 安心して子育てができる環境整備

KPI (重要業績評価指標)		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 1 歳児を持つ母親への問診票の設問「育児は楽しいですか」に対し、“はい”と回答した母親の割合		① 90.0%	①調査の都度向上
② ネット見守り活動委員会の会員数【延べ】		② 275 人	② 315 人
施策名	取組内容		
1. 子育て支援サービスの充実	① ニーズに応じた幼稚園、保育園、認定こども園の定員数を確保するとともに、質の高い教育・保育を実施します。 ② 多様化するニーズに対応する子育て支援サービスの展開を図ります。 ③ 母親が楽しく育児ができるよう、食育指導や仲間づくりの機会の提供、関係機関・団体との連携強化を図ります。		
2. 青少年保護活動の充実	① SNS 等のインターネット上でのいじめやトラブルから青少年を守るため、ネット見守り活動を強化します。		

(3) 特色ある教育の充実

KPI (重要業績評価指標)		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 学校評価アンケートの「特色ある教育活動」に関する設問に対し、“満足”と回答した保護者の割合		① 87.0%	①調査の都度向上
② 学校評価アンケートの「学校の授業の満足度」に関する設問に対し、“満足”と回答した児童・生徒の割合		② 86.0%	②調査の都度向上
③ 放課後子供教室の設置数【延べ】		③ 2 か所	③ 17 か所
施策名	取組内容		
1. 桐生ならではの特色ある教育の充実	① 自然・歴史・文化・人材など地域の教育資源を活かした、桐生ならではの教育活動の充実を図り、「桐生を好きな子供」の育成を目指します。 ② 群馬大学と連携した事業等の拡充を図り、幼・小・中の一貫した教育プログラムの創出を目指します。 ③ 黒保根町の特色ある教育として、これまで行ってきた国際理解教育の更なる充実を図ります。		
2. 学校・地域との連携の推進	① 学校・地域との連携により、各小学校区において放課後子供教室を設置し、地域における子育て環境の充実を図ります。 ② 産・学・官・民の連携により、子どもに発見の喜びと感動を提供し、世界をリードする人材の育成と、未来社会構築を視野に入れた教育プログラムを実践している未来創生塾を引き続き支援するほか、未来創生塾のプログラムの一部を小学校で実施するなど、より多くの子どもに体験学習を提供する取り組みを推進します。		

(4) 教育研究・相談機能の充実

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
各種研修講座のアンケートの「研修講座の満足度」に関する設問に対し、“満足”と回答した教職員の割合		—	調査の都度向上
施策名	取組内容		
1. 教育研究・研修の充実	① 調査・研究体制の充実を図り、学力向上や生徒指導等における課題解決に向けた研究を推進します。 ② より多くの教職員が専門的知識・技能を高められるよう研修講座の充実や群馬大学との連携を図ります。 ③ 学力向上や生徒指導等における教育課題の解決のため、教育研究所等の既存教育施設の機能を集約した総合教育センターを開設し、教育基盤の充実を図ります。		
2. 教育相談の充実	① 教職員の教育相談技術の向上を図ります。 ② 幅広い分野の教育相談機能の更なる充実を図るため、総合教育センターを開設し、教育相談に対する相談窓口のワンストップ化を図ります。		

基本目標 4 広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

数値目標	2018 年度基準値	2024 年度目標値
市民の声アンケートの設問「桐生市は住み続けたい生活の場としての住環境が整っている。」に対する市民実感度	26.2% (2019 年度)	調査の都度向上
基本的方向		
「しごと」と「ひと」の好循環を支える「まち」の活性化を図るため、誰もが活躍でき、安全・安心に暮らすことのできる環境づくりを進めるとともに、コンパクトシティや歴史まちづくりなど、本市の特徴に応じたまちづくりを進めます。 また、広域的な視点で様々な分野において地域連携を推進し、将来を見据えた持続可能なまちづくりを進めます。		

(1) 安全・安心で住みやすい環境づくり

KPI (重要業績評価指標)	2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 防災に関する出前講座・講演会の参加者数	① 400 人	① 520 人
② 認知症サポーター数【延べ】	② 14,545 人	② 20,500 人
③ 介護予防教室の参加者数	③ 463 人	③ 500 人
④ 健康寿命 (男性)	④ 78.10 歳 (2016 年度)	④ 調査の都度向上
⑤ 健康寿命 (女性)	⑤ 82.05 歳 (2016 年度)	⑤ 調査の都度向上
施策名	取組内容	
1. 地域防災力の向上	① 出前講座や防災講演会等の活用による地域防災意識の啓発を図り、自主防災組織などの地域防災体制を構築します。 ② 防災に関する専門家の指導を仰ぎながら、地域住民と連携し、土砂災害対象地域における避難計画を更新するとともに、洪水時の自主避難計画、地区防災計画などの策定について研究します。	
2. 地域包括ケアの推進	① 地域包括支援センターの相談機能等を強化し、個々の高齢者のニーズに応じた支援体制の充実を図ります。 ② 生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置などを通じて、地域課題の的確な把握と新たな担い手やサービスの創出を図ります。 ③ 在宅医療介護連携センターきりゅうを中核とする、医療・介護の連携ネットワークの強化を図ります。 ④ 認知症地域支援推進員を中心とする地域のネットワークの強化、認知症初期集中支援チームの機能強化などを通じて、認知症の人を地域全体で見守り、支えるしくみの確立を図ります。	

3. 介護予防・重度化防止の推進	① 生き生き市役所出前講座や介護予防教室などを通じて、介護予防の普及促進を図ります。 ② 地域における介護予防の普及促進の担い手として介護予防サポーターを養成するとともに、介護予防を目的とする集いの場の充実を図ります。 ③ 介護予防・重度化防止の視点から、多様な主体による介護予防・生活支援サービスの充実を図ります。
4. 生活習慣病予防の推進	① 各種がん検診、特定健康診査などの周知と受診しやすい環境整備を行い、受診率の向上を図ります。 ② 市民の健診結果等のデータを分析することにより、健康課題を把握し健康管理のための施策に反映します。
5. 生活習慣病の重症化予防	① 生活習慣に起因する、糖尿病、高血圧などの生活習慣病の重症化予防に取り組みます。 ② 糖尿病性腎臓病予防プログラムに基づく、重症化予防対策を推進します。

(2) 将来を見据えた計画的なまちづくり

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
① 中心市街地の空き店舗率		① 19.0%	① 18.0%
② 歴史的風致形成建造物の指定件数【延べ】		② 3 件	② 18 件
③ 市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量		③ 34,197t-CO ₂	③ 32,130 t-CO ₂
④ 公共施設等総合管理計画の類型別に策定する個別計画策定数※【延べ】		④ 0 計画	④ 23 計画
※桐生市公共施設等総合管理計画の着実な推進を図るため、各施設の管理の方向性を 23 の類型ごとに示す計画			
施策名	取組内容		
1. 持続可能な都市の形成	① 桐生市コンパクトシティ計画に基づき、市街地に都市機能と居住を誘導する施策を総合的に推進します。		
2. 中心市街地活性化の推進	① 中心市街地の空き店舗等を活用し、リノベーションを進める民間団体との連携を図りながら、中心市街地活性化を推進します。 ② 商店街の活性化に向けた商店街団体等の自主的な活動を支援します。 ③ 商工会議所や商店連盟協同組合などの関係者をはじめ、様々な分野の方々との意見交換の場を設け、中心市街地再生に向けた方向性について検討します。		

3. 歴史まちづくりの整備	① 歴史的風致維持向上計画に基づき、市民の歴史まちづくりに対する意識の向上を図るとともに、歴史的風致形成建造物の指定や重要伝統的建造物群保存地区とその周辺環境整備を推進します。
4. 歴史的風致を活用したまちづくりの推進	① 重要伝統的建造物群保存地区の歴史的な環境を適切に継承していくため、伝統的建造物の保存修理を支援するとともに、防災対策に取り組めます。 ② 重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物を活用し、地域の活動拠点となる施設を整備します。
5. 温暖化対策の推進	① 環境先進都市の実現に向け、桐生市環境先進都市将来構想に基づく取り組みを推進します。 ② 国の動向等に注視しながら、新エネルギーの導入や省エネルギー活動を推進し、環境と調和した低炭素型のまちづくりを目指します。
6. スポーツ施設の充実	① スポーツを振興し、市民の健康増進を図るため、老朽化したスポーツ施設を計画的に整備します。
7. 公共施設マネジメントの運営	① 人口減少と財政的制約の下、施設の老朽化という課題に対応しつつ、一定の公共サービスの質を維持するため、桐生市公共施設等総合管理計画に基づき、総合的かつ計画的な公共施設のマネジメントを推進します。
8. 用途廃止後の施設の有効活用	① 用途廃止した学校や市営住宅等の有効活用を図るため、跡利用をまちづくりの観点から検討します。

(3) 地域連携の推進と交通基盤の整備

KPI（重要業績評価指標）		2018 年度基準値	2024 年度目標値
①広域連携事業数※ ※他市町村との連携事業において、市民生活に直接関係し、市民サービスの向上等に資する事業		① 59 事業 (2017 年度)	① 69 事業
②都市計画道路の整備率【延べ】		② 47.2%	② 47.8%
③市内 17 駅の 1 日平均乗降者数		③ 14,673 人	③ 14,800 人
④人口 1 人当たりのバス交通の年間利用回数		④ 3.55 回	④ 3.55 回
施策名	取組内容		
1. 地域連携の推進	① 両毛広域都市圏内市町と緊密な連携を図りながら、効率的で機能的な広域行政を展開します。 ② 市民サービスの維持・向上を図るため、広域的視点に立った新たな都市間連携を推進します。		
2. 北関東自動車道へのアクセス道路の整備	① 群馬県と連携し、桐生伊勢崎線、渡良瀬幹線道路、太田桐生線バイパスの早期完成に向けた取り組みを推進します。		

3. 幹線道路の整備	① 広域アクセス機能を強化するとともに、交通渋滞を解消し、利便性を向上するため、本町線、赤岩線、幸橋線、錦琴平線等の幹線道路を整備します。 ② ゆとりある歩行者空間の整備と街路樹やグリーンベルトの整備を進め、沿道空間との一体性に配慮した良好な景観の創出を図ります。
4. 鉄道利用の促進	① 市内4鉄道の沿線自治体・鉄道事業者・市民がそれぞれ連携し、啓発活動を行うことにより、マイレール意識の醸成を図ります。 ② 鉄道事業者と連携し、駅および周辺施設のバリアフリー化やパーク・アンド・ライド用の駐車場等を整備します。 ③ 上毛電気鉄道とわたらせ渓谷鐵道の経営安定に向け、適切な支援を行います。
5. バス交通網の充実	① 将来を見据え持続可能な公共交通体系の構築を目指し、地域特性や利用者ニーズに対応したバス交通システムの確立を進めるとともに、受益者負担の明確化などにより運営の健全化を図ります。 ② 路線バスを補完する新たな移動手段の導入など、市民の移動手段の確保に向けた方向性について検討します。

資料編

策定経過

年 月 日	事 項	内 容
2018 年 5 月 24 日	庁議	総合計画策定方針の協議・決定
6 月 4 日	市議会総務委員協議会	総合計画策定方針について報告
2019 年 1 月 15 日	第 1 回総合計画策定準備委員会	策定の進め方
1 月 30 日	第 1 回総合計画策定委員会	策定の進め方
3 月 8 日	第 2 回総合計画策定準備委員会	次期総合戦略に関する庁内作業の依頼
3 月 14 日	平成 30 年度 第 3 回桐生市総合戦略推進委員会	策定の進め方、桐生市総合計画審議会からの意見照会への対応等
4 月 17 日	平成 31 年度 第 1 回桐生市総合戦略推進委員会	桐生市総合計画審議会からの意見照会に対する意見書の決定等
5 月 9 日	第 3 回総合計画策定準備委員会	次期総合戦略に関する庁内作業の依頼
6 月 11 日	第 2 回総合計画策定委員会	次期総合戦略に関する検討等
7 月 16 日	第 3 回総合計画策定委員会	次期総合戦略に関する検討等
9 月 12 日	第 4 回総合計画策定準備委員会	次期総合戦略原案と現総合戦略評価まとめに関する庁内作業の依頼等
9 月 24 日	令和元年度 第 2 回桐生市総合戦略推進委員会	策定に向けた今後の進め方、現総合戦略の効果検証等
10 月 21 日	第 4 回総合計画策定委員会	次期総合戦略原案の決定
10 月 31 日	令和元年度 第 3 回桐生市総合戦略推進委員会	次期総合戦略（案）の審議
11 月 20 日	令和元年度 第 4 回桐生市総合戦略推進委員会	次期総合戦略（案）と人口ビジョン改訂版（案）の審議
12 月 2 日	市議会総務委員協議会	次期総合戦略を議決すべき事件の対象とするかの審議 意見提出手続の実施について報告
12 月 10 日	市議会議会運営委員会	次期総合戦略を議決すべき事件として決定
12 月 16 日	庁議	次期総合戦略と人口ビジョン改訂版の意見提出手続に係る行政案の協議・決定
12 月 18 日 ～ 2020 年 1 月 16 日	意見提出手続（パブリックコメント）	次期総合戦略（案）と人口ビジョン改訂版の行政案の意見提出手続の実施

2 月 3 日	庁議	次期総合戦略（案）と桐生市人口ビジョン改訂版の協議・決定
2 月 14 日	市議会令和 2 年第 1 回定例会	議案「第 2 期 桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」を提出

桐生市総合戦略推進委員会設置要綱

(平成 27 年 7 月 21 日施行)

改正 平成 29 年 4 月 1 日 平成 31 年 2 月 1 日

(設置)

第 1 条 人口減少社会における本市の人口の現状と将来の展望を提示する人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 10 条の規定に基づき桐生市が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略等」という。)に関して、必要な事項の調査、検討及び調整のため、桐生市総合戦略推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合戦略等の最終案の検討に関すること。
- (2) 総合戦略等の推進、検証及び見直しに関すること。
- (3) その他総合戦略等の策定及び推進に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、住民、関係行政機関の職員及び産業、教育、金融、労働、報道等の分野における学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員が会議に出席できないときは、委員が指名し、かつ、議長が認めた者を委員の代理人として出席させることができる。
- 3 会議は、委員(前項の代理人を含む。以下同じ。)の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害されるおそれがある場合には、委員会の決定により、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(秘密保持義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委員を退いた後においても、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部企画課総合戦略推進室において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月21日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 平成31年7月31日に現に委員である者の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

附 則(平成29年4月1日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月1日)

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

○桐生市総合戦略推進委員会 委員名簿（任期：平成 29 年 8 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）

N o	区 分	所属団体等	役職等	委 員 名
1	産（産業界）	桐生商工会議所	会頭	○ 山口 正夫
2		桐生商店連盟協同組合	副理事長	茂木 理亨
3		桐生市農業委員会	会 長	鎌塚 大作
4		桐生広域森林組合	総括課長	栗原 和人
5		桐生刺繍商工業協同組合	理事長	村田 欽也
6	官（行政機関）	群馬県桐生みどり振興局	局 長	栗原 哲也 (H29.8.1～H30.3.31) 大嶋 伸一 (H30.5.25～H31.3.31) 大嶋 亘 (H31.4.17～)
7	学（教育機関）	群馬大学理工学部	教 授	板橋 英之
8		桐生商業高等学校	教諭 進路指導主事	関口 恵美
9	金（金融機関）	桐生信用金庫	専務理事	佐藤 敏彦
10		足利銀行	桐生支店長	八田 欣弥 (H29.8.1～H30.3.31) 海老沢 智 (H30.5.25～)
11		群馬銀行	桐生支店長	荻野 克徳 (H29.8.1～H30.6.25) 小金沢 啓人 (H30.10.5～)
12	労（労働関係）	桐生公共職業安定所	所 長	須田 弘之 (H29.8.1～H30.3.31) 小林 悟 (H30.5.25～)
13	言（報道機関）	株式会社 桐生タイムス社	事業推進室長	小澤 義明
14	その他住民等市長が必要と認める者	桐生市区長連絡協議会	第3区長	茂木 新司
15		桐生市社会福祉協議会	常務理事	前原 太
16		きりゅう市民活動推進ネットワーク	代 表	近藤 圭子
17		NPO 法人キッズバレイ	代表理事	星野 麻実
18		桐生市 PTA 連絡協議会	会 長	増山 大祐 (H29.8.1～R1.5.22) 野村 篤 (R1.9.24～)
19		桐生市医師会	理 事	鈴木 康郎
20		桐生青年会議所	理事長	腰塚 有吾 (H29.8.1～H29.12.31) 水越 正樹 (H30.5.25～H30.12.31) 葉山 勇 (H31.3.14～R1.9.23)
			専務理事	深澤 佑太 (R1.9.24～)
21		桐生市婦人団体連絡協議会	会 員	齋藤 優子
22		桐生市総合計画審議会	会長職経験者	◎ 宝田 恭之
23		2015 年からの生活交通をつくる会	会 長	佐羽 宏之

◎：委員長、○副委員長

議 案 説 明

議案第 4 号 第 2 期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について

現行計画である「桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年度をもって終了した後も、引き続き人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向けた取組を推進するため、令和 2 年度を初年度とする新たな総合戦略を策定しようとするものです。